

学校における不審者侵入防止に関する取組について

学校において、不審者侵入防止策として取り得る取組を下記にまとめました。平時の備えを確認し、地域や警察との連携強化等見守りの強化を図っていただくようお願いいたします。

※ 本情報は、文部科学省の「学校安全ポータルサイト」にも掲載しています。同ポータルサイトには各種手引き等の詳細も掲載しておりますので、併せて御活用ください。

(平時の備えの確認)

・学校の危機管理マニュアルへの不審者侵入防止策の記載内容の確認・実施の徹底

学校への不審者侵入防止については、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、①校門、②校門から校舎の入り口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じることが有効です。学校においてはこの3段階チェックの観点を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、不審者侵入への対応や防止についてあらかじめ教職員間での意識の共有を図るようお願いいたします。

なお、危機管理マニュアルについては、防犯対策のみならず、防災や生活安全の分野も含め、昨今の事例や教訓、学校での訓練や実践等を踏まえながら、必要に応じて随時見直していただくようお願いいたします。

・不審者侵入時の対応方法等に関する教職員等の対応能力の強化

学校安全教育が効果的に展開されるよう、また、不審者等に備えた対応を含め教職員の学校安全に係る対応能力の強化が図られるよう、文部科学省においては、学校安全教室推進事業において、安全教育の指導者の養成や、教職員の安全対応能力の向上のための講習会等の実施、リーフレットの作成・配布・周知等を行っています。各都道府県・指定都市教育委員会においては学校安全推進事業を活用し教職員等の学校安全における指導力向上等を図るとともに、各学校においては、各都道府県・指定都市教育委員会において開催される安全教室に積極的に参加し、不審者侵入対策を含め、学校安全の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

※ 各都道府県教育委員会が実施する講習会については私立学校を含め参加が可能なものとなっています。詳しくは各都道府県教育委員会へお問い合わせください。

・警察直通の非常通報装置の効果的な活用

警察直通の非常通報装置の設置を進めることは、児童生徒・保護者、また、教職員の心理的な安心に繋がるとともに、全国での設置が進むことは、不審者の学校侵入に係る心理的な抵抗感を高めることにも資すると考えられます。非常通報装置の整備は、学校施設環境改善交付金及び私立学校施設整備費補助金において補助対象となっておりますので、積極的に活用いただき、配置を進めていただきますようお願いいたします。

また、学校等が非常通報装置を設置する際、警察や知識経験を有する関係防犯団体等と連携を図ることで、設置に当たっての必要な支援や、非常通報装置を活用した不審者対応訓練等に対する指導・助言など効果的な活用のための支援が受けられます。詳しくは警察や地域の関係防犯団体等に御連絡ください。

(見守りの強化)

・地域ぐるみでの学校防犯活動の強化

子供たちの尊い命を守るため、学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTA や地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行うスクールガード・リーダー等による見守り活動を一層強化するため、スクールガード・リーダーの育成支援や、養成講習会の実施、活動の支援や装備品を補助対象としているとともに広報活動の強化も地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業において支援しています。

警察 OB の方にスクールガード・リーダーとなっていただくことで、学校を巡回して防犯の助言を受ける等の事業の実施も可能となっておりますので、地域の実情に合わせて、本事業を積極的に御活用ください。

・警察署等に配置されるスクールサポーター等を通じた警察との連携

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等が行われています。地域の実情に応じて、スクールサポーターとの連携を含め、警察との連携を図っていただきますようお願いいたします。

・学校・警察連絡員の指定の徹底と情報共有体制の整備

学校と警察との日常的な情報共有・相談体制を構築することは、日常の防犯に資する情報の共有が円滑に行われるとともに、犯行予告等の緊急を要する事案に適切に対応できることに繋がります。学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底するとともに、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制も視野に入れて体制を構築いただきますようお願いいたします。

なお、警察においても、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供することができるよう、引き続き警察署と教育委員会、学校等との間で情報共有体制を整備するなどし、各種広報媒体を活用して地域住民に対するタイムリーな情報提供を実施することとされております。

【学校安全ポータルサイト（文部科学省×学校安全）】

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



※参考資料：上記ポータルサイト内に掲載されています。

【学校安全全般の基本の手引き】

1. 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（防犯関係の主な記載箇所：P58）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf



【危機管理マニュアル関連の手引き】

2. 学校の危機管理マニュアル作成の手引（防犯関係の主な記載箇所：P24. 25）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf



3. 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（防犯関係の主な記載場所：解説編 P27）

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_kyousei02-000015766_04.pdf



【地域ぐるみの見守り活動のハンドブック】

4. やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/data/handbook_mihiraki.pdf

